

第10回渋川地区市町村任意合併協議会

報告第27号 参考資料

目 次

- 1 . 「新市の名称に関する事」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 . 「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する事」・・・・・・・・ 3
- 3 . 「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する事」・・・・ 7
- 4 . 「地域審議会及び地域自治組織の取扱いに関する事」・・・・・・ 10
- 5 . 「一部事務組合等の取扱いに関する事」・・・・・・・・・・・・・・ 15

(その1)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

1. 新市の名称		現 況	調整理由・課題																																																																		
<p>1 留意事項</p> <p>新設合併の場合は、6市町村はいずれも廃され、新しい法人格を持った新市が誕生することになることから、新市の名称を協議により決める必要があります。</p> <p>新市の名称を決めるにあたっては、次のような点に留意することが必要になります。</p> <p>(1) 既存の他の市の名称と同一でないこと。 ただし、次のような場合は可能です。 ア 同一の表記で読み方が異なる場合(例えば、既存の「日向市(ひゅうがし)」に対し「日向市(ひなたし)」とする場合。) イ 読み方が同じで表記が異なる場合(実例では、「鹿島市(かしまし)」(佐賀県)と「鹿嶋市(かしまし)」(茨城県)がある。) なお、既存の他の町村と同一の名称及び既存の他の市町村と類似する名称は基本的には可能であるが、あまり好ましくないと思われます。</p>		<p>(2) 市の名称は、基本的に日本語を用い、なるべく当用漢字を用いることが適当であるとされています。 従って、算用数字、外国語文字及び記号(例えば「」 「」)を用いることは適当でないと思われます。</p> <p>(3) 市の名称は、そこに住む住民の日常生活に密着したものであるという観点から、次のようなものは不適当であると思われます。 ア その名称の意味するところが公序良俗に反するなどあまりに不適当であるもの イ 読み方がわかりにくいもの ウ 文字が多すぎるもの、又は読みが長すぎるもの</p>																																																																			
<p>【関係法令】</p> <p>地方自治法(抜粋)</p> <p>(名称)</p> <p>第3条 地方公共団体の名称は、従来の名称による。 2 都道府県の名称を変更しようとするときは、法律でこれを定める。 3 都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。 4 地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。 5 地方公共団体は、第3項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。</p>		<p>6 都道府県知事は、前項の規定による報告があつたときは、直ちにその旨を総務大臣に通知しなければならない。 7 前項の規定による通知を受けたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。</p> <p>(市町村の廃置分合及び境界変更)</p> <p>第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。</p>																																																																			
<p>2 先進地事例</p> <p>(1) 名称採用例</p> <p>関係市町村のいずれかの名称を採用した最近の事例</p>																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>新市町村名</th> <th>合併年月日</th> <th>旧市町村名</th> <th>方式</th> <th>公募の有無</th> <th>小委員会の設置の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北上市(岩手県)</td> <td>H3. 4. 1</td> <td>北上市、和賀町、江釣子村</td> <td>新設</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>篠山市(兵庫県)</td> <td>H11. 4. 1</td> <td>篠山町、西紀町、丹南町、今田町</td> <td>新設</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>南部町(山梨県)</td> <td>H15. 3. 1</td> <td>南部町、富沢町</td> <td>新設</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>宗像市(福岡県)</td> <td>H15. 4. 1</td> <td>宗像市、玄海町</td> <td>新設</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>甲賀市(滋賀県)</td> <td>H16.10.1(予定)</td> <td>水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町</td> <td>新設</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table>		新市町村名	合併年月日	旧市町村名	方式	公募の有無	小委員会の設置の有無	北上市(岩手県)	H3. 4. 1	北上市、和賀町、江釣子村	新設	無	無	篠山市(兵庫県)	H11. 4. 1	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	新設	有	有	南部町(山梨県)	H15. 3. 1	南部町、富沢町	新設	有	有	宗像市(福岡県)	H15. 4. 1	宗像市、玄海町	新設	有	有	甲賀市(滋賀県)	H16.10.1(予定)	水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町	新設	有	有																																
新市町村名	合併年月日	旧市町村名	方式	公募の有無	小委員会の設置の有無																																																																
北上市(岩手県)	H3. 4. 1	北上市、和賀町、江釣子村	新設	無	無																																																																
篠山市(兵庫県)	H11. 4. 1	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	新設	有	有																																																																
南部町(山梨県)	H15. 3. 1	南部町、富沢町	新設	有	有																																																																
宗像市(福岡県)	H15. 4. 1	宗像市、玄海町	新設	有	有																																																																
甲賀市(滋賀県)	H16.10.1(予定)	水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町	新設	有	有																																																																
<p>新しい名称を採用した最近の事例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新市町村名</th> <th>合併年月日</th> <th>旧市町村名</th> <th>方式</th> <th>公募の有無</th> <th>小委員会の設置の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西東京市(東京都)</td> <td>H13. 1.21</td> <td>田無市、保谷市</td> <td>新設</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>さいたま市(埼玉県)</td> <td>H13. 5. 1</td> <td>浦和市、大宮市、与野市</td> <td>新設</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>さぬき市(香川県)</td> <td>H14. 4. 1</td> <td>津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町</td> <td>新設</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>あさぎり町(熊本県)</td> <td>H15. 4. 1</td> <td>免田町、上村、岡原村、須恵村、深田村</td> <td>新設</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>山梨市(岐阜県)</td> <td>H15. 4. 1</td> <td>高富町、伊自良村、美山町</td> <td>新設</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>南アルプス市(山梨県)</td> <td>H15. 4. 1</td> <td>白根町、若草町、櫛形町、甲西町、八田村、芦安村</td> <td>新設</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>東かがわ市(香川県)</td> <td>H15. 4. 1</td> <td>引田町、白鳥町、大内町</td> <td>新設</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>かほく市(石川県)</td> <td>H16. 3. 1</td> <td>高松町、七塚町、宇ノ気町</td> <td>新設</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>安芸高田市(広島県)</td> <td>H16. 3. 1</td> <td>吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町、向原町</td> <td>新設</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>阿賀野市(新潟県)</td> <td>H16. 4. 1</td> <td>安田町、京ヶ瀬村、水原町、笹神村</td> <td>新設</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table>		新市町村名	合併年月日	旧市町村名	方式	公募の有無	小委員会の設置の有無	西東京市(東京都)	H13. 1.21	田無市、保谷市	新設	有	有	さいたま市(埼玉県)	H13. 5. 1	浦和市、大宮市、与野市	新設	有	有	さぬき市(香川県)	H14. 4. 1	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	新設	無	無	あさぎり町(熊本県)	H15. 4. 1	免田町、上村、岡原村、須恵村、深田村	新設	有	有	山梨市(岐阜県)	H15. 4. 1	高富町、伊自良村、美山町	新設	有	有	南アルプス市(山梨県)	H15. 4. 1	白根町、若草町、櫛形町、甲西町、八田村、芦安村	新設	有	無	東かがわ市(香川県)	H15. 4. 1	引田町、白鳥町、大内町	新設	有	有	かほく市(石川県)	H16. 3. 1	高松町、七塚町、宇ノ気町	新設	有	有	安芸高田市(広島県)	H16. 3. 1	吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町、向原町	新設	有	有	阿賀野市(新潟県)	H16. 4. 1	安田町、京ヶ瀬村、水原町、笹神村	新設	有	有		
新市町村名	合併年月日	旧市町村名	方式	公募の有無	小委員会の設置の有無																																																																
西東京市(東京都)	H13. 1.21	田無市、保谷市	新設	有	有																																																																
さいたま市(埼玉県)	H13. 5. 1	浦和市、大宮市、与野市	新設	有	有																																																																
さぬき市(香川県)	H14. 4. 1	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	新設	無	無																																																																
あさぎり町(熊本県)	H15. 4. 1	免田町、上村、岡原村、須恵村、深田村	新設	有	有																																																																
山梨市(岐阜県)	H15. 4. 1	高富町、伊自良村、美山町	新設	有	有																																																																
南アルプス市(山梨県)	H15. 4. 1	白根町、若草町、櫛形町、甲西町、八田村、芦安村	新設	有	無																																																																
東かがわ市(香川県)	H15. 4. 1	引田町、白鳥町、大内町	新設	有	有																																																																
かほく市(石川県)	H16. 3. 1	高松町、七塚町、宇ノ気町	新設	有	有																																																																
安芸高田市(広島県)	H16. 3. 1	吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町、向原町	新設	有	有																																																																
阿賀野市(新潟県)	H16. 4. 1	安田町、京ヶ瀬村、水原町、笹神村	新設	有	有																																																																

(その2)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

1. 新市の名称				
		現		況
(2) 募集方法等				
	東かがわ市	根上町・寺井町・辰口町合併協議会	山 県 市	篠山市
募集方法	はがき・封書・ファックス・E-mail 同一人、同一名称の応募は一点限り	応募用紙・はがき・封書・ファックス・E-mail 同一人、同一名称の応募は一点限り	専用応募用紙(小中学生用)・はがき・封書 ・ファックス・E-mail 同一人、同一名称の応募は一点限り	はがき
募集範囲	応募資格：特になし	応募資格：特になし	応募資格：特になし	合併関係町住民
選定基準	<ul style="list-style-type: none"> 漢字、ひらがな、カタカナにより表記された読み書きが容易な名前 引田、白鳥、大内の文字を使用しない名前 地域が地理的にイメージができる名前 地域の特徴を表す名前 地域の歴史文化にちなんだ名前 合併を記念した名前 	<ul style="list-style-type: none"> 漢字、ひらがな、カタカナにより表記された読み書きが容易な名称 既存の名称にない名称 なじみやすく親しみやすい名称 地理的なイメージができ、歴史、文化、特性などを表す名称 将来性や好感度の高い名称 対外的にアピールしやすい名称 応募数の多寡は選考の参考に留める。 	<ul style="list-style-type: none"> 漢字、ひらがな、カタカナにより表記された読み書きが容易な名称 既存の市町村名(高富、伊自良、美山を含む)でない名称 名称の理由が明確なもの(山県郡が地理的にイメージができる名称、歴史文化にちなんだ名称、住民等の理想や願いにちなんだ名称等) 応募数の多寡は選考の参考に留める。 	<ul style="list-style-type: none"> 「篠山」を入れた名称 篠山の名称は郡を代表する名前として定着し、郡共通の財産である。 篠山の名称は歴史と伝統を備えている。 篠山の名称は全国に知れている。 住民からのアイデア募集でも篠山の名称が約半数を占め、住民の中からも篠山がふさわしいとの意向が高かった。
小委員会の設置有無	有 各町から4名 計12名	有 助役1名 議員各町1名 学識経験4名 計8名	有 学識経験者 各町村3名 計12名	有
候補の絞り込みの方法	小委員会で10点に絞り込み協議会へ報告 ・1次 各委員が10点選考 ・最終 委員の協議、協議が整わない場合は投票	小委員会で2点に絞り込み協議会へ報告 1次選考 18点 2次選考 7点 3次選考 5点 最終選考 2点	小委員会で10点に絞り込み協議会へ報告 ・小委員会の会議は非公開	小委員会の協議では、意見の一致にいたらなかった。
最終選考方法	<ul style="list-style-type: none"> 10点から3点を投票により選定 3点から協議により選定 	2点から協議により選定	<ul style="list-style-type: none"> 10点から3点を投票により選定 3点から投票により選定 	町長会で「篠山町」とすることで調整し、協議会で決定
決定に要した期間	募集開始 平成12年6月7日 募集締切 平成12年8月31日 1次選定 平成12年9月13日 最終選定 平成12年9月18日 協議会報告 平成12年9月28日 (3点に絞り込み) 協議会決定 平成12年10月26日	募集開始 平成15年3月1日 募集締切 平成15年4月15日 1次選定 平成15年5月14日 3次選定 平成15年6月3日 最終選定 平成15年6月25日 協議会報告 平成15年7月2日 協議会決定 平成15年8月6日	募集開始 平成14年2月1日 募集締切 平成14年3月20日 協議会報告 平成14年6月3日 協議会決定 平成14年8月1日	募集期間 1ヶ月
懸賞	<ul style="list-style-type: none"> 名付け親賞 1名 名称として決定された作品の応募者の中から抽選で1名(全国共通商品券10万円分) アイデア賞 10名 名付け親賞から漏れた者の中から抽選で最高10名(図書券1万円分) ユーモア賞 20名 全作品の中から小委員会委員12名が4作品ずつ選定し、小委員会での協議により20作品を選定。各作品の応募が複数の場合は、その作品ごとに抽選(図書券5千円分) 	<ul style="list-style-type: none"> 名付け親大賞 1名 名称として決定された作品の応募者の中から抽選で1名(商品券10万円分) 名付け親賞 5名以内 名付け親大賞から漏れた者の中から抽選で最高5名(商品券1万円分) あいであ賞 10名以内 名称として決定されなかった作品の応募者の中から最高10名(商品券5千円分) 	<ul style="list-style-type: none"> 名付け親大賞 1名 名称として決定された作品の応募者の中から抽選で1名(商品券10万円分) 名付け親賞 10名以内 名付け親大賞から漏れた者の中から抽選で最高10名(商品券1万円分) 特別賞 20名 小委員会で選定された候補の内、名称として決定されなかった作品の応募者の中から抽選で20名(5千円相当地元特産品) 	なし

(その1)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

2. 議会の議員の定数及び任期の取扱い						調整理由・課題
現 況						
1 市町村の現況						
渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)議員の定数 法定 26人 条例 22人 現員 22人	(1)議員の定数 法定 16人 条例 14人 現員 14人	(1)議員の定数 法定 14人 条例 10人 現員 10人	(1)議員の定数 法定 22人 条例 16人(次回一般 現員 18人 選挙から)	(1)議員の定数 法定 22人 条例 16人 現員 16人	(1)議員の定数 法定 22人 条例 16人 現員 16人	
(2)任期 平成15年4月30日から 平成19年4月29日まで	(2)任期 平成12年10月8日から 平成16年10月7日まで	(2)任期 平成15年2月7日から 平成19年2月6日まで	(2)任期 平成12年10月8日から 平成16年10月7日まで	(2)任期 平成13年9月1日から 平成17年8月31日まで	(2)任期 平成15年5月1日から 平成19年4月30日まで	
(3)人口(H12国勢調査) 48,761人	(3)人口(H12国勢調査) 4,077人	(3)人口(H12国勢調査) 2,140人	(3)人口(H12国勢調査) 11,961人	(3)人口(H12国勢調査) 12,555人	(3)人口(H12国勢調査) 10,301人	
2 合併特例法等の対照表						
区 分	合併特例法を適用しない場合	合併特例法第6条(定数に関する特例)	合併特例法第7条(在任に関する特例)			
(1)合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。			
(2)任期	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間 (合併特例法第7条第1項第1号)			
(3)定数	地方自治法(抜粋) (市町村議会の議員の定数) 第91条 市町村の議会の議員の定数は条例で定める。 2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。 (6) 人口5万以上10万未満の市 30人 1号~5号、7号~11号省略 3項~10項省略 関係市町村人口合計 89,795人(H12国勢調査)	市町村の合併の特例に関する法律(抜粋) (議会の議員の定数に関する特例) 第6条 新たに設置された合併市町村においては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。 2項~8項省略 地方自治法第91条第2項第6号の定数 30人 定数に関する特例 30人×2倍=60人以内 関係市町村人口合計 89,795人(H12国勢調査)	市町村の合併の特例に関する法律(抜粋) (議会の議員の在任に関する特例) 第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。(以下省略) (1) 新たに設置された合併市町村においては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間 2号省略 2項~4項省略 現関係市町村議員総数 96人 (H16.10.8以降 94人)			

(その2)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

2. 議会の議員の定数及び任期の取扱い

現		況		調整理由・課題
区 分	合併特例法を適用しない場合	合併特例法第6条(定数に関する特例)	合併特例法第7条(在任に関する特例)	
(4)選挙期日	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙を行わない。	
(5)選挙区	公職選挙法(抜粋) (地方公共団体の議会の議員の選挙区) 第15条 1項~5項省略 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。(以下省略) 7項~9項省略 公職選挙法施行令(抜粋) (人口に比例しない議員の定数) 第9条 市町村の配置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないので定めることができる。	公職選挙法(抜粋) (地方公共団体の議会の議員の選挙区) 第15条 1項~5項省略 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。(以下省略) 7項~9項省略 公職選挙法施行令(抜粋) (人口に比例しない議員の定数) 第9条 市町村の配置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないので定めることができる。		

3 市町村の議員報酬の現況

渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
(1)現在の議員数 22人	(1)現在の議員数 14人	(1)現在の議員数 10人	(1)現在の議員数 18人	(1)現在の議員数 16人	(1)現在の議員数 16人
(2)報酬額 議長 435,000円 副議長 390,000円 常任・議運委員長 365,000円 議員 360,000円	(2)報酬額 議長 242,000円 副議長 192,500円 常任・議運委員長 182,000円 議員 175,000円	(2)報酬額 議長 217,000円 副議長 155,000円 常任・議運委員長 143,000円 議員 139,000円	(2)報酬額 議長 276,000円 副議長 210,000円 常任・議運委員長 195,000円 議員 188,000円	(2)報酬額 議長 298,000円 副議長 245,000円 常任・議運委員長 235,000円 議員 222,000円	(2)報酬額 議長 298,000円 副議長 245,000円 常任・議運委員長 236,000円 議員 222,000円
(3)報酬年額 137,247,700円	(3)報酬年額 44,159,040円	(3)報酬年額 25,850,880円	(3)報酬年額 54,362,880円 (H16.10.8以降の 定数16人で計算)	(3)報酬年額 63,987,840円	(3)報酬年額 64,056,960円

報酬年額 = 議員の報酬月額 × 12ヶ月 × 定数 + 報酬月額 × 4.40ヶ月(賞与) × 1.20(渋川市は1.15) × 定数

6市町村合計額 389,665,300円

(その3)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

2. 議会の議員の定数及び任期の取扱い				調整理由・課題
現		況		
4 合併後の報酬				
区分	合併特例法を適用しない場合	合併特例法第6条(定数に関する特例)	合併特例法第7条(在任に関する特例)	
(1)定数	<p>・市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。 (地方自治法第91条第1項)</p> <p>(人口5万以上10万未満の市 30人)</p>	<p>・設置選挙に限り、合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 (合併特例法第6条第1項)</p> <p>(2倍を超えない範囲 <u>30人×2=60人以内</u>)</p>	<p>・地方自治法第91条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、又は議員が全てなくなったときは、これに応じて、その定数は91条の規定に至るまで減少する。 (合併特例法第7条第1項)</p> <p>(現関係市町村議員総数 94人)</p>	
(2)渋川市の報酬に合わせた場合	<p>議長 435,000円 1人 副議長 390,000円 1人 常任・議運委員長 365,000円 4人 議員 360,000円 24人</p> <p>合計 186,380,500円</p>	<p>議長 435,000円 1人 副議長 390,000円 1人 常任・議運委員長 365,000円 4人 議員 360,000円 54人</p> <p>合計 370,628,500円</p>	<p>議長 435,000円 1人 副議長 390,000円 1人 常任・議運委員長 365,000円 4人 議員 360,000円 88人</p> <p>合計 579,442,900円</p>	
(3)現在の報酬額との比較	<p>186,380,500円-389,665,300円 = 203,284,800円</p>	<p>370,628,500円-389,665,300円 = 19,036,800円</p>	<p>579,442,900円-389,665,300円 = 189,777,600円</p>	
<p>報酬年額 = 議員の報酬月額 × 12ヶ月 × 定数 + 報酬月額 × 4.40ヶ月(賞与) × 1.15 × 定数</p>				

(その4)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

2. 議会の議員の定数及び任期の取扱い				調整理由・課題
現 況				
5 先進市事例				
区 分	西 東 京 市	さ い た ま 市	さ ん ぎ 市	
(1)合併の期日	平成13年1月21日	平成13年5月1日	平成14年4月1日	
(2)合併の方式	新設	新設	新設	
(3)関係市町村	田無市 議員数 24人 保谷市 議員数 22人 合 計 46人	浦和市 議員数 40人 大宮市 議員数 37人 与野市 議員数 25人 合 計 102人	津田町 議員数 12人 大川町 議員数 12人 志度町 議員数 18人 寒川町 議員数 12人 長尾町 議員数 12人 合 計 66人	
(4)適用特例	在任特例	在任特例	在任特例	
(5)適用期間	合併後2年	合併後2年	合併後1年2ヶ月	
区 分	郡 上 市	東 か が わ市	山 県 市	
(1)合併の期日	平成16年3月1日(予定)	平成15年4月1日	平成15年4月1日	
(2)合併の方式	新設	新設	新設	
(3)関係市町村	八幡町 議員数 18人 大和町 議員数 14人 白鳥町 議員数 16人 高鷲村 議員数 10人 美並村 議員数 12人 明宝村 議員数 10人 和良村 議員数 10人 合 計 90人	引田町 議員数 14人 白鳥町 議員数 14人 大内町 議員数 16人 合 計 44人	高富町 議員数 16人 伊自良村 議員数 12人 美山町 議員数 14人 合 計 42人	
(4)適用特例	定数特例	在任特例	在任特例	
(5)適用期間	新市の議会の議員の定数は26人とする。ただし、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、新市の議会の議員の定数は30人とする。 選挙区については、旧町村の区域をもって選挙区とする。 なお、将来における議会の議員の定数及び選挙区をもつけることについては、新市において調整する。	合併後2年	合併後1年1ヶ月	

(その1)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

3. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

現		況				調整理由・課題
1 市町村の現況						
渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)委員数 24人 ・選挙による委員 20人 ・選任による委員 4人 法第12条第1号による委員(農協推薦) 1人 法第12条第2号による委員(議会推薦) 3人	(1)委員数 11人 ・選挙による委員 10人 ・選任による委員 1人 法第12条第1号による委員(農協推薦) 0人 法第12条第2号による委員(議会推薦) 1人	(1)委員数 12人 ・選挙による委員 10人 ・選任による委員 2人 法第12条第1号による委員(農協推薦) 1人 法第12条第2号による委員(議会推薦) 1人	(1)委員数 19人 ・選挙による委員 16人 ・選任による委員 3人 法第12条第1号による委員(農協推薦) 1人 法第12条第2号による委員(議会推薦) 2人	(1)委員数 21人 ・選挙による委員 16人 ・選任による委員 5人 法第12条第1号による委員(農協推薦) 1人 法第12条第2号による委員(議会推薦) 4人	(1)委員数 20人 ・選挙による委員 16人 ・選任による委員 4人 法第12条第1号による委員(農協推薦) 1人 法第12条第2号による委員(議会推薦) 3人	
(2)任期 平成14年7月20日から 平成17年7月19日まで	(2)任期 平成14年7月20日から 平成17年7月19日まで	(2)任期 平成14年7月20日から 平成17年7月19日まで	(2)任期 平成14年10月17日から 平成17年10月16日まで	(2)任期 平成14年7月20日から 平成17年7月19日まで	(2)任期 平成14年7月20日から 平成17年7月19日まで	
(3)農家戸数 967戸	(3)農家戸数 41戸	(3)農家戸数 250戸	(3)農家戸数 662戸	(3)農家戸数 1,037戸	(3)農家戸数 756戸	
(4)農地面積 558ha	(4)農地面積 16ha	(4)農地面積 135ha	(4)農地面積 653ha	(4)農地面積 898ha a	(4)農地面積 617ha	
(農家戸数・農地面積：2000年農業センサス)						
2 農業委員会の委員の定数及び任期における選択肢						
<pre> graph LR A[農業委員会の設置数] --> B[1つの委員会を設置] A --> C[複数の委員会を設置] B --> D[特例法の適用] C --> E[従前の農業委員会の区域をその区域としない2つ以上を設置] C --> F[従前の農業委員会の区域をその区域として2つ以上を設置] D --> G[なし] D --> H[あり] E --> I[なし] E --> J[あり] F --> K[従前の農業委員会がそのまま存続し、委員もそのまま在任する(選任委員も同様)] G --> L[設置選挙] H --> M[在任特例] I --> N[設置選挙] J --> O[在任特例] K --> P[従前の定数] K --> Q[従前の任期] </pre> <p>農業委員会等に関する法律 施行令第1条の3 渋川地区 (区域内面積 24,042ha 農地面積 2,877ha)</p> <p>50日以内に選挙 定数：政令で定める基準に従い 条例で定める数(30人以内) 任期：3年 選挙区：選挙区を設けることができる</p> <p>(現委員総数88人) 定数：10人以上80人以内 任期：1年以内 選挙区：選挙区を設けることができる 合併特例法第8条第1項</p> <p>各委員会ごとに50日以内に選挙 定数：委員会ごとに政令で定める基準に従い、条例で定める数 任期：3年 選挙区：選挙区を設けることができる</p> <p>定数：委員会ごとに10人以上80人以内 任期：1年以内 選挙区：選挙区を設けることができる 合併特例法第8条第3項</p> <p>定数：従前の定数 任期：従前の任期 農業委員会等に関する法律第34条第1項</p>						

3. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	調整理由・課題								
現 況	調整理由・課題								
<p>【関係法令】</p> <p>公職選挙法（抜粋）</p> <p>（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）</p> <p>第33条 1～2及び4～5項 省略</p> <p>3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。</p> <p>農業委員会等に関する法律（抜粋）</p> <p>（設置）</p> <p>第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。</p> <p>2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。</p> <p>3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。</p> <p>4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。</p> <p>5 省略</p> <p>6 市町村長は、第2項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを知知しなければならない。</p> <p>（選挙による委員）</p> <p>第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。</p> <p>2 省略</p> <p>（選挙の単位）</p> <p>第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。</p> <p>2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。</p> <p>3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。</p> <p>（公職選挙法の準用）</p> <p>第11条 公職選挙法第8条（中略）第33条（中略）の規定は、農業委員会の選挙による委員の選挙について準用する。</p> <p>（委員の任期）</p> <p>第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。</p> <p>2～5 省略</p> <p>（境界の変更の場合の特例）</p> <p>第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。</p>	<p>農業委員会等に関する法律施行令（抜粋）</p> <p>（2以上の農業委員会を置くことができる市町村）</p> <p>第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7千ヘクタールを超える市町村とする。</p> <p>（選挙による委員の定数の基準）</p> <p>第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1314 667 2199 982"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>定数の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (1)その区域内の農地面積が1,300ha以下の 農業委員会 (2)10a以上の農地につき耕作の業務を営む 個人のその区域内における世帯数及びその 面積以上の農地につき耕作の業務を営むその 区域内に住所を有する農業生産法人の数の 合計数が1,100以下の農業委員会</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>2 1,3に掲げる農業委員会以外の農業委員会</td> <td>30人以下</td> </tr> <tr> <td>3 その区域内の農地面積が、5,000haを超え、かつ基準農業者数が6,000を超える農業委員会</td> <td>40人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>渋川地区 (合計農地面積 2,877ha 合計基準農家数 3,713戸</p> <p>（選挙区の基準）</p> <p>第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が5百ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が6百以上となるようにしなければならない。</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）</p> <p>（農業委員会の委員の任期等に関する特例）</p> <p>第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず、10を下らない範囲で定めた数、（中略）</p> <p>この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。</p> <p>新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間</p> <p>省略</p> <p>2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十八号）第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。</p> <p>3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合（中略）においては、農業委員会等に関する法律第3,4条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。</p> <p>4 省略</p>	区 分	定数の基準	1 (1)その区域内の農地面積が1,300ha以下の 農業委員会 (2)10a以上の農地につき耕作の業務を営む 個人のその区域内における世帯数及びその 面積以上の農地につき耕作の業務を営むその 区域内に住所を有する農業生産法人の数の 合計数が1,100以下の農業委員会	20人以下	2 1,3に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下	3 その区域内の農地面積が、5,000haを超え、かつ基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下
区 分	定数の基準								
1 (1)その区域内の農地面積が1,300ha以下の 農業委員会 (2)10a以上の農地につき耕作の業務を営む 個人のその区域内における世帯数及びその 面積以上の農地につき耕作の業務を営むその 区域内に住所を有する農業生産法人の数の 合計数が1,100以下の農業委員会	20人以下								
2 1,3に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下								
3 その区域内の農地面積が、5,000haを超え、かつ基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下								

(その3)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

3. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

現		況				調整理由・課題
3 農業委員会の委員の報酬の現況						
渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村	
(1)委員数 24人	(1)委員数 11人	(1)委員数 12人	(1)委員数 19人	(1)委員数 21人	(1)委員数 20人	
(2)報酬額(年額) 会長 503,000円 会長職代 394,000円 委員 368,000円	(2)報酬額(年額) 会長 164,000円 会長職代 135,000円 委員 125,000円	(2)報酬額(年額) 会長 243,800円 会長職代 185,500円 委員 178,000円	(2)報酬額(年額) 会長 350,000円 会長職代 210,000円 委員 200,000円	(2)報酬額(年額) 会長 576,000円 会長職代 336,000円 委員 285,000円	(2)報酬額(年額) 会長 586,000円 会長職代 341,000円 部会長 299,000円 委員 290,000円	
6市町村の合計 8,993,000円 + 1,424,000円 + 2,209,300円 + 3,960,000円 + 6,327,000円 + 6,165,000円 = 29,078,300円						
4 合併後の報酬						
区分	合併特例法を適用しない場合		合併特例法第8条			
(1)定数	新市の場合 30人以内		選挙による委員数 80人以内			
(2)報酬の高い方に合わせた場合	報酬額(年額) 会長 586,000円 会長職代 394,000円 部会長 394,000円 委員 368,000円 合計13,544,000円 (選挙による委員30人、推薦による委員6人で計算)		報酬額(年額) 会長 586,000円 会長職代 394,000円 部会長 394,000円 委員 368,000円 合計31,944,000円 (選挙による委員80人、推薦による委員6人で計算)			
(3)報酬の低い方に合わせた場合	報酬額(年額) 会長 164,000円 会長職代 135,000円 部会長 135,000円 委員 125,000円 合計4,569,000円 (選挙による委員30人、推薦による委員6人で計算)		報酬額(年額) 会長 164,000円 会長職代 135,000円 部会長 135,000円 委員 125,000円 合計10,819,000円 (選挙による委員80人、推薦による委員6人で計算)			
(4)現況との比較	(2)の場合 13,544,000 - 29,078,300 = 15,534,300円 (3)の場合 4,569,000 - 29,078,300 = 24,509,300円		(2)の場合 31,944,000 - 29,078,300 = 2,865,700円 (3)の場合 10,819,000 - 29,078,300 = 18,259,300円			
5 先進市の事例						
区分	佐野市	郡上市	周南市			
(1)合併の期日	平成17年2月28日	平成16年3月1日	平成15年4月21日			
(2)合併の方式	新設	新設	新設			
(3)適用特例	新市に1つの農業委員会を置き、3市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。新市に5区選挙区を設け、選挙による委員の定数は20人とする。	(1)新市に八幡町・美並村・明宝村・和良村の区域、大和町・白鳥町・高鷲村を区域とした2つの農業委員会を置く。 (2)7町村の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項の規定を適用し、合併後1年間従前の委員が引き続き新市の農業委員会委員として在任する。	なし 合併後、新市に設置される農業委員会は、農委法第34条第1項の規定を適用し、H15.4.21~H17.7.19の間、旧市町にそれぞれ設置されていた農業委員会の区域ごとに設置する。その後、1つに統合し選挙区を設けることとするが、選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において調整する。			
(4)適用期間	合併後4ヶ月19日	合併後1年				

(その1)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

4. 地域審議会及び地域自治組織の取扱い			
現 況			調整理由・課題
1 地域審議会と地域自治組織（地域自治区・合併特例区）			
区 分	地域審議会	地域自治組織	
		地域自治区（特例制度）	合併特例区
(1)根拠法令	合併特例法（第5条の4）	合併特例法（第5条の5）	合併特例法（第5条の8）
(2)法人格の有無	なし	なし	あり（特別地方公共団体）
(3)設置区域	旧市町村単位	旧市町村単位（合同も可）	旧市町村単位（合同も可）
(4)設置手続き	合併関係市町村の協議による 期間を定めて設置 関係市町村の議会の議決が必要	同左	合併関係市町村の協議により、規約を定める 5年以内の期間設置 関係市町村の議会の議決後、知事の認可が必要
(5)規約等	下記事項を協議で定める。 地域審議会の設置期間 構成員の定数、任期、任免 その他地域審議会の組織及び運営に関し必要な 事項	下記事項を協議で定める。 事務所の位置、名称及び所管区域 地域協議会の構成員の定数、任期、任免 その他地域協議会の組織及び運営に関し、必要な 事項	下記事項を規約で定める。 合併特例区の名称 合併特例区の区域 合併特例区の設置期間 合併特例区の処理する事務 公の施設の設置及び管理を行う場合にあっては、 当該公の施設の名称及び所在地 合併特例区の事務所の位置 合併特例区の長の任期 合併特例区協議会の構成員の合併市町村の長による 選任及び解任の方法並びに任期 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解 任の方法 合併特例区協議会の組織及び運営に関する事項
(6)協議会等	-	地域自治区に地域協議会を置く	合併特例区に合併特例区協議会を置く
(7)地域審議会、 地域協議会及び 合併特例区協議 会の権限・役割	当該区域に係る市町村の事務に関し、長の諮問に 応じて審議し、必要と認める事項について、意見を 述べる。（合併市町村の諮問機関）	次の事項の内、市町村長その他の機関の諮問に応 じて審議し意見を述べる。 ・地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項 ・上記の他、市町村が処理する地域自治区の区域に 係る事務に関する事項 ・市町村の事務処理に当たっての地域自治区の住民 との連携の強化に関する事項 市町村長は、合併関係市町村の協議で定める市町 村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区 域に係るものを決定し又は変更しようとする場合 においては、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければ ならない。 市町村長その他の機関は、及び の意見を勸案 し、必要があると認める時は、適切な措置を講じな ければならない。	合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関す る施策の実施その他の事務であって当該合併特例区 の区域に係るものに関し、市町村長その他の機関若 しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必 要と認める事項について審議し、首長その他の機関 又は合併特例区の長に意見を述べるができる。 市町村長は、規約で定める合併市町村の施策に関 する重要事項であって合併特例区の区域に係るもの を決定し、又は変更しようとする場合においては、 あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない。 市町村長、その他の機関又は合併特例区の区長は、 又は の意見を勸案し、必要があると認める時は、 適切な措置を講じなければならない。

(その2)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

4. 地域審議会及び地域自治組織の取扱い				調整理由・課題
現		況		
区 分	地域審議会	地域自治組織		
		地域自治区	合併特例区	
(8)協議会等の 構成員の選任	合併関係市町村の協議で定める。	地域自治区に住所を有する者の内から市町村長が選任する。	合併特例区内に住所を有する者で、市町村議会議員の被選挙権を有する者の内から、規約で定める方法により市町村長が定める。	
(9)協議会等の 構成員の報酬	各種委員の報酬。	報酬を支給しないとすることができる。	報酬を支給しないとすることができる。	
(10)区長等	置かない。	<p>地域自治区の事務所長は、事務吏員を充てる。</p> <p>事務所長に代えて区長（特別職）を置くことができる。</p> <p>区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者の内から市町村長が選任する。</p>	<p>合併特例区長は、市町村長の被選挙権者のうちから、市町村長が選任する。</p> <p>合併特例区長は、特別職とする。</p> <p>合併特例区長は、合併市町村の助役、支所長や出張所長を兼ねることができる。</p> <p>合併特例区長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。</p>	
(11)区長の任期	-	2年以内で合併関係市町村の協議で定める。	2年以内で規約で定める。	
(12)地域自治区、 合併特例区の 役割	-	住民に身近な市町村事務	<p>法令により処理が義務づけられていない地域共同的事務で規約で定める事務</p> <p>法令により新市が処理することが義務付けられている事務を処理することも可能</p>	
(13)財源	-	市町村が必要な予算を確保	合併市町村からの移転財源（予算作成） 課税権、地方債発行権限なし 地方交付税の交付対象外	
(14)公の施設の 設置	-	-	規約で定める公の施設を設けることができる。 公の施設の管理に関する事項は、合併特例区規則で定める。	
(15)住所の表示	-	住所の表示には、地域自治区の名称を冠する。	住所の表示には、合併特例区の名称を冠する。	

地方自治法の改正により地域自治区の制度が創設され、それに伴い市町村合併の特例措置として合併特例区等の制度が創設されました。

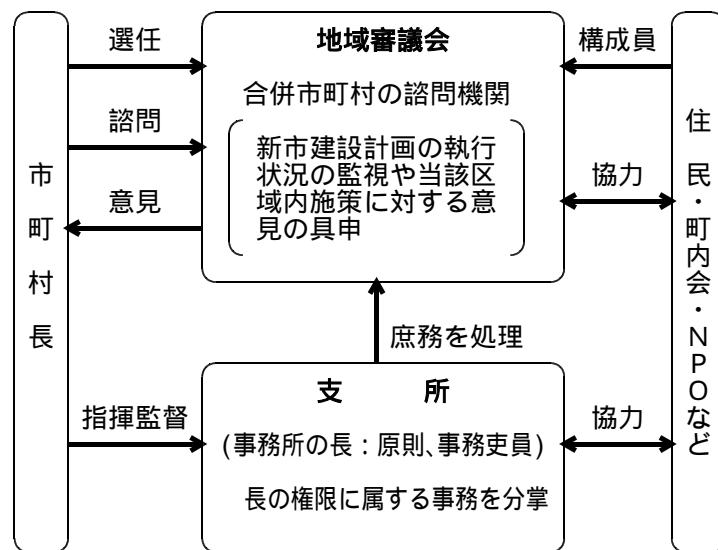
4. 地域審議会及び地域自治組織の取扱い

現

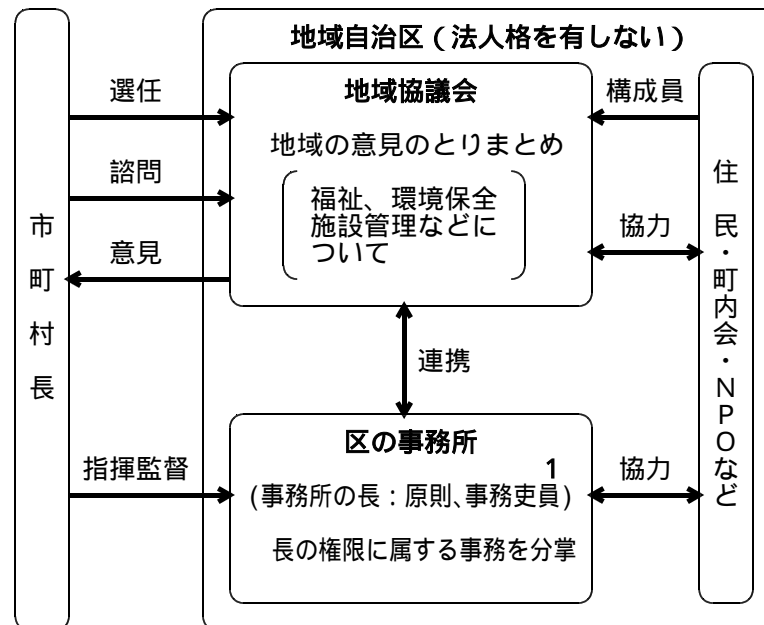
況

2 地域審議会及び地域自治組織のイメージ

(1) 地域審議会

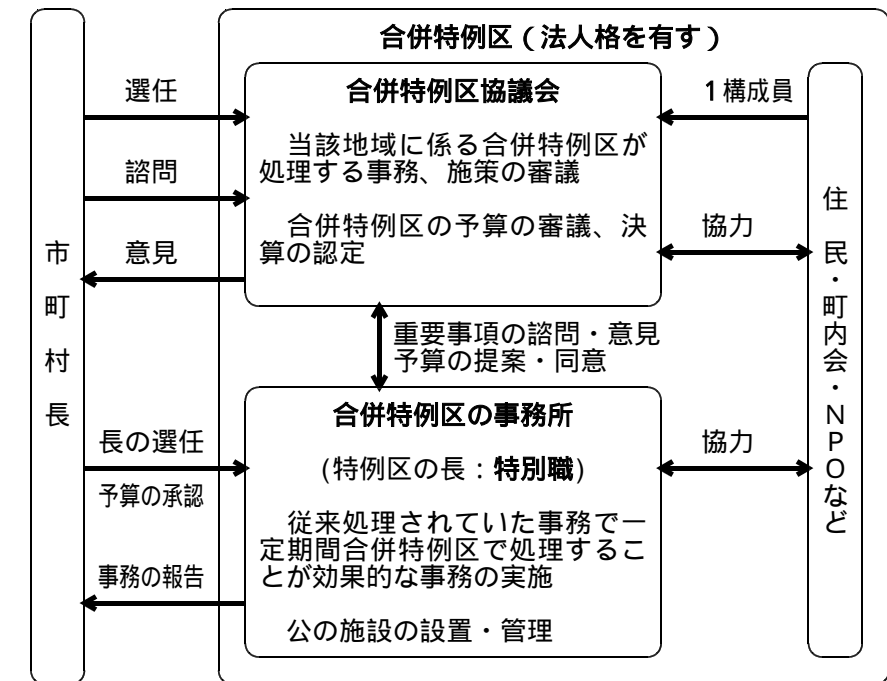


(2) 地域自治区



1 合併関係市町村の協議により、期間を定め、事務所の長に代えて特別職の区長を置くことができる。

(3) 合併特例区



1 議会の議員の被選挙権を有する者

設置できる期間は、5年以内

設置には、関係市町村の協議により規約を定め、知事の認可が必要

4 . 地域審議会及び地域自治組織の取扱い		
現	況	調整理由・課題
<p>【関係法令】</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律(抜粋)</p> <p>(地域審議会)</p> <p>第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。</p> <p>2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。</p> <p>3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。</p> <p>(地域自治区の設置手続等の特例)</p> <p>第5条の5 市町村の合併に際しては、地方自治法第202条の4第1項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、1又は2以上の合併関係市町村の区域であつた区域をその区域とする同項に規定する地域自治区(以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。)を設けることができる。</p> <p>2 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地方自治法第202条の4から第202条の8までの規定により条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。</p> <p>3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。</p> <p>4 合併市町村は、第1項及び第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>(地域自治区の区長)</p> <p>第5条の6 市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区(以下「合併に係る地域自治区」という。)において、当該合併に係る地域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代えて区長を置くことができる。</p> <p>2 区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。</p> <p>3 区長の任期は、二年以内において合併関係市町村の協議で定める期間とする。</p> <p>4 第1項及び前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。</p> <p>5 合併市町村は、第1項及び第3項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>6～13 省略</p> <p>14 第1項に規定する区長の職は、地方公務員法第3条の特別職とする。</p> <p>(住居表示に関する特例)</p> <p>第5条の7 合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第2条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとする。第5条の5第1項の規定により設けられた合併に係る地域自治区の同項に規定する期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における同法第2条に規定する住居の表示についても、同様とする。</p>	<p>(合併特例区の長)</p> <p>第5条の15 合併特例区の長は、市町村長の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。</p> <p>2 合併特例区の長の任期は、2年以内において規約で定める期間とする。</p> <p>3 合併特例区の長は、第6項において準用する地方自治法第141条第2項の規定及び同法第166条第2項において準用する同法第141条第2項の規定にかかわらず、合併市町村の助役と兼ねることができる。</p> <p>4 合併特例区の長は、第6項において準用する地方自治法第141条第2項の規定にかかわらず、当該合併特例区の区域を所管区域とする同法第155条第1項に規定する支所若しくは出張所又は同法第252条の20第1項に規定する区の事務所若しくはその出張所の長と兼ねることができる。</p> <p>5 合併市町村の長は、合併特例区の長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合その他合併特例区の長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。</p> <p>6 地方自治法第141条、第142条、第143条第1項前段、第165条第2項、第204条、第204条の2及び第205条並びに地方公務員法第34条の規定は、合併特例区の長について準用する。この場合において、地方自治法第141条、第142条及び第143条第1項前段中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同法第165条第2項中「副知事又は助役」とあるのは「合併特例区の長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と、同法第204条第1項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第2項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第3項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第204条の2中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。</p> <p>7 第1項に規定する合併特例区の長の職は、地方公務員法第3条の特別職とする。</p> <p>(合併特例区の長の権限)</p> <p>第5条の16 合併特例区の長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。</p> <p>2 合併特例区の職員のうち、合併特例区の長があらかじめ指定する者は、合併特例区の長に事故があるとき又は合併特例区の長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>3 合併特例区の長は、その権限の一部を当該合併特例区の職員に委任し、又はこれにその職務の一部を臨時に代理させることができる。</p> <p>4 合併特例区の長は、合併特例区の職員を指揮監督する。</p> <p>5 合併特例区の長は、法令、合併市町村の条例又は合併特例区の規約に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、合併特例区規則を制定することができる。</p> <p>(合併特例区協議会の設置及び構成員)</p> <p>第5条の18 合併特例区に、合併特例区協議会を置く。</p> <p>2 合併特例区協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有する者で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有するものうちから、規約で定める方法により合併市町村の長が選任する。</p> <p>3 前項の方法は、合併特例区協議会の構成員の構成が、合併特例区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるように配慮して定めなければならない。</p> <p>4 合併特例区協議会の構成員の任期は、2年以内において規約で定める期間とする。</p> <p>5 合併特例区協議会の構成員が当該合併特例区の区域内に住所を有しない者であるとき合併市町村の議会の議員の被選挙権を有しない者であるとき又は第7項において準用する地方自治法第92条の2の規定に該当するときは、その職を失う。</p> <p>6 合併特例区協議会の構成員には、次項において準用する地方自治法第203条第1項の規定にかかわらず、報酬を支給しないこととすることができる。</p> <p>7 省略</p>	

4. 地域審議会及び地域自治組織の取扱い		調整理由・課題
現	況	
<p>(合併特例区協議会の会長及び副会長)</p> <p>第5条の19 合併特例区協議会に、会長及び副会長を置く。</p> <p>2 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、規約で定める。</p> <p>3 合併特例区協議会の会長及び副会長の任期は、合併特例区協議会の構成員の任期による。</p> <p>4 合併特例区協議会の会長は、合併特例区協議会の事務を掌理し、合併特例区協議会を代表する。</p> <p>5 合併特例区協議会の副会長は、合併特例区協議会の会長に事故があるとき又は合併特例区協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(合併特例区協議会の権限)</p> <p>第5条の20 合併特例区協議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であつて当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べることができる。</p> <p>2 合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であつて合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長は、前2項の意見を勧告し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>4 この法律又はこれに基づく政令に定めるものを除くほか、合併特例区は、合併特例区の長と合併特例区協議会との協議により、合併特例区に関する事項につき合併特例区協議会の同意を要するものを定めることができる。</p> <p>(合併特例区協議会の組織及び運営)</p> <p>第5条の21 この法律に定めるもののほか、合併特例区協議会の構成員の定数その他の合併特例区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規約で定める。</p> <p>(合併特例区の職員)</p> <p>第5条の22 合併特例区の職員は、合併市町村の長の補助機関たる職員のうちから、当該合併市町村の長の同意を得て、合併特例区の長が命ずる。</p> <p>(合併特例区に対する財源措置)</p> <p>第5条の28 合併市町村は、合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講ずるものとする。</p> <p>(合併特例区の公の施設)</p> <p>第5条の30 合併特例区は、規約で定める公の施設を設けることができる。</p> <p>2 公の施設の管理に関する事項は、合併特例区規則で定めなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>(合併特例区の解散)</p> <p>第5条の34 合併特例区は、設置期間の満了により解散する。この場合において、当該合併特例区を設けている合併市町村は、当該合併特例区に属する一切の権利義務を承継する。</p> <p>2 合併特例区は、前項の場合のほか、当該合併特例区を設けている合併市町村に係る市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合(政令で定める場合に限る。)に解散する。この場合における合併特例区の権利義務の承継については、政令で定める。</p> <p>(合併特例区が設けられている場合の地域自治区の特例)</p> <p>第5条の38 合併特例区を設ける合併市町村において地方自治法第202条の4第1項に規定する地域自治区を設ける場合においては、同項の規定にかかわらず、合併特例区を設ける区域については、同項に規定する地域自治区を設けないことができる。</p>		

(その1)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

5 . 一部事務組合等の取扱い			調整理由・課題
現 況			
1 設置状況			
(1) 一部事務組合			
1) 渋川地区広域市町村圏振興整備組合	構成市町村	渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村、吉岡町、榛東村	
	事務所の位置	渋川市石原1434番地1	
	処理事務の内容	ふるさと市町村圏計画の策定 ふるさと市町村圏計画に基づく事業の実施についての連絡調整 消防に関する事務（消防団及び水利施設に関する事務を除く。） ごみ処理施設の設置及び管理に関する事務 し尿処理施設の設置及び管理並びにし尿の収集、運搬及び処分に関する事務 職業訓練センターの設置及び管理に関する事務 臨海学校の設置及び管理に関する事務 青少年補導センターの設置に関する事務 視聴覚ライブラリ - の設置及び管理に関する事務（赤城村及び北橋村に係るものを除く。） 浄化槽の清掃並びに浄化槽汚泥の収集、運搬及び処分に関する事務 組合立運動場の設置及び管理に関する事務 夜間急患診療所の設置及び管理並びに救急医療対策補助事業に関する事務 組合立火葬場及び斎場の設置及び管理に関する事務 ふるさと市町村圏計画に基づく、活動事業の実施に関する事務 ふるさと市町村圏計画に掲げられた連絡協議機構に関する事務 農業災害補償法（昭和22年法律185号）の規定に基づく農業共済事業に関する事務 火薬類取締法（昭和25年法律149号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律149号）に規定する知事の権限に属する事務のうち、関係市町村が処理することとされた事務	
2) 渋川地区医療事務組合	構成市町村	渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村	
	事務所の位置	渋川市1338番地4	
	処理事務の内容	渋川総合病院の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する。	
3) 群馬県六市自転車競争組合	構成市町村	沼田市、館林市、渋川市、富岡市、藤岡市、安中市	
	事務所の位置	館林市城町1-1	
	処理事務の内容	自転車競技法に基づく自転車競争の施行に関すること。 自転車競争の運営に関すること。 その他自転車競争の実施に関し必要なこと。	
4) 烏帽子山植林町村組合	構成市町村	吾妻町、東村、中之条町、小野上村	
	事務所の位置	吾妻町大字原町594番地3	
	処理事務の内容	烏帽子山部分林事務を共同処理する。	

(その2)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

5. 一部事務組合等の取扱い			調整理由・課題
現		況	
5)群馬県市町村総合事務組合	構成市町村	県内市町村及び一部事務組合 (伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村、渋川地区広域市町村圏振興整備組合、渋川交通災害共済組合、渋川地区医療事務組合)	
	事務所の位置	前橋市元総社町335番地の8	
	処理事務の内容	<p>常勤の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を除く。)に係る退職手当の支給事務 (伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村、渋川地区広域市町村圏振興整備組合、渋川地区医療事務組合)</p> <p>非常勤消防団員等の次に掲げる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条の7第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償 ・消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3第1項の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償 ・水防法(昭和24年法律第193号)第6条の2第1項の規定による水防団長又は水防団員に係る損害補償 ・水防法第34条の規定による水防に従事した者に係る損害補償 ・災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による応急業務に従事した者に係る損害補償 ・消防組織法第15条の8の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金の支給 <p>(伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村) 消防団員又は消防吏員に係る賞じゅつ金の支給事務 (伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村) 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)の規定に基づく災害弔慰金の支給等に関する事務 (伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員のうち法律(労働基準法(昭和22年法律第49号)を除く。)による公務上の災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償事務 (伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村、渋川地区広域市町村圏振興整備組合、渋川交通災害共済組合、渋川地区医療事務組合) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)第2条の規定に基づく非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償事務 (伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村)</p>	
6)群馬県市町村会館管理組合	構成市町村	県内の市町村 (渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村)	
	事務所の位置	前橋市元総社町335番地の8	
	処理事務の内容	群馬県市町村会館の設置、管理、運営及び処分に関する事務	
7)渋川交通災害共済組合	構成市町村	渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、吉岡町、榛東村、北橋村、赤城村、東村、高山村、中之条町、吾妻町、長野原町、嬭恋村、草津町、六合村	
	事務所の位置	渋川市石原1434番地1	
	処理事務の内容	交通災害共済事業に関すること。	

(その3)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

5. 一部事務組合等の取扱い			調整理由・課題
現 況			
(2) 機関等の共同設置			
1) 渋川市等公平委員会	構成市町村	渋川市、渋川地区市町村圏振興整備組合、渋川地区医療事務組合	
	事務所の位置	渋川市石原80番地	
	処理事務の内容	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。 その他、法律に基づきその権限に属せしめられた事務	
2) 渋川地区介護認定審査会	構成市町村	渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村、吉岡町、榛東村	
	事務所の位置	渋川市石原80番地	
	処理事務の内容	介護認定審査会の開催及び認定審査判定結果の関係市町村への通知 規約に定められた協議及び調整事項 その他必要と認められること	

(その4)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

5. 一部事務組合等の取扱い			調整理由・課題												
現	況														
<p>【関係法令】</p> <p>地方自治法(抜粋)</p> <p>(組合の種類及び設置)</p> <p>第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。</p> <p>2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては 都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。</p> <p>第3項～第6項省略</p> <p>(組織、事務及び規約の変更)</p> <p>第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときはこの限りでない。</p> <p>第2項省略</p>															
<p>(解散)</p> <p>第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。</p> <p>(財産処分)</p> <p>第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。</p> <p>地方公務員法(抜粋)</p> <p>(人事委員会又は公平委員会の設置)</p> <p>第7条 都道府県及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。</p> <p>2 前項の指定都市以外の市で人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。)15万以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。</p> <p>3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。</p> <p>4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。</p>															
<p>2 先進地事例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>西 東 京 市</th> <th>さいたま市</th> <th>さぬき市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>一部事務組合については、2市は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>協議会については、2市は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。</p> </td> <td> <p>1 一部事務組合等の取扱い</p> <p>埼玉県浦和競馬組合、埼玉県都市競艇組合及び彩の国さいたま人づくり広域連合は、新市において現行どおり加入する。</p> <p>埼玉県南水道企業団は合併の前日をもって解散し、事業については新市において行うものとする。</p> <p>埼玉県市町村消防災害補償組合は、新市において加入しない。</p> <p>2～4省略</p> </td> <td> <p>1 5町以外の町も加入している一部事務組合については合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に改めて加入する。</p> <p>2 5町内で構成している一部事務組合については、合併の日の前日をもって組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、解散する組合の一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。</p> <p>3 その他、新市において独自に取り組まなければならない事務に関するものについては、組合から脱退したり規約を廃止することとする。</p> </td> </tr> <tr> <th>宗 像 市</th> <th>東 か が わ 市</th> <th>山 県 市</th> </tr> <tr> <td> <p>宗像・玄海衛生施設組合については、合併の日の前日をもって組合を解散し、新市に事務を承継する。上記以外の一部事務組合等(広域連合を除く。以下同じ。)については、2市町は、合併の日の前日をもって当該一部事務組合等を脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合等に加入する。</p> </td> <td> <p>1 香川県東部清掃施設組合、白鳥町外四ヶ町組合は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に新たに加入する。</p> <p>2 白鳥町大内町共有山林組合、兼弘谷共有林組合は合併の前日までに解散する。</p> <p>3 大川地区広域行政振興整備事務組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に新たに加入する。</p> <p>4 財団法人サンビレッジしろとりについて、出捐金は新町に引き継ぎ、管理・運営は現行どおりとする。</p> </td> <td> <p>・ 3町村のみで構成する一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。</p> <p>・ その他の一部事務組合については、3町村は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>・ 岐阜地域広域市町村圏協議会については、3町村は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。</p> <p>・ 山県郡公平委員会については、合併の前日をもって廃止し、新市において合併の日に公平委員会を設置する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>				西 東 京 市	さいたま市	さぬき市	<p>一部事務組合については、2市は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>協議会については、2市は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。</p>	<p>1 一部事務組合等の取扱い</p> <p>埼玉県浦和競馬組合、埼玉県都市競艇組合及び彩の国さいたま人づくり広域連合は、新市において現行どおり加入する。</p> <p>埼玉県南水道企業団は合併の前日をもって解散し、事業については新市において行うものとする。</p> <p>埼玉県市町村消防災害補償組合は、新市において加入しない。</p> <p>2～4省略</p>	<p>1 5町以外の町も加入している一部事務組合については合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に改めて加入する。</p> <p>2 5町内で構成している一部事務組合については、合併の日の前日をもって組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、解散する組合の一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。</p> <p>3 その他、新市において独自に取り組まなければならない事務に関するものについては、組合から脱退したり規約を廃止することとする。</p>	宗 像 市	東 か が わ 市	山 県 市	<p>宗像・玄海衛生施設組合については、合併の日の前日をもって組合を解散し、新市に事務を承継する。上記以外の一部事務組合等(広域連合を除く。以下同じ。)については、2市町は、合併の日の前日をもって当該一部事務組合等を脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合等に加入する。</p>	<p>1 香川県東部清掃施設組合、白鳥町外四ヶ町組合は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に新たに加入する。</p> <p>2 白鳥町大内町共有山林組合、兼弘谷共有林組合は合併の前日までに解散する。</p> <p>3 大川地区広域行政振興整備事務組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に新たに加入する。</p> <p>4 財団法人サンビレッジしろとりについて、出捐金は新町に引き継ぎ、管理・運営は現行どおりとする。</p>	<p>・ 3町村のみで構成する一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。</p> <p>・ その他の一部事務組合については、3町村は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>・ 岐阜地域広域市町村圏協議会については、3町村は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。</p> <p>・ 山県郡公平委員会については、合併の前日をもって廃止し、新市において合併の日に公平委員会を設置する。</p>
西 東 京 市	さいたま市	さぬき市													
<p>一部事務組合については、2市は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>協議会については、2市は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。</p>	<p>1 一部事務組合等の取扱い</p> <p>埼玉県浦和競馬組合、埼玉県都市競艇組合及び彩の国さいたま人づくり広域連合は、新市において現行どおり加入する。</p> <p>埼玉県南水道企業団は合併の前日をもって解散し、事業については新市において行うものとする。</p> <p>埼玉県市町村消防災害補償組合は、新市において加入しない。</p> <p>2～4省略</p>	<p>1 5町以外の町も加入している一部事務組合については合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に改めて加入する。</p> <p>2 5町内で構成している一部事務組合については、合併の日の前日をもって組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、解散する組合の一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。</p> <p>3 その他、新市において独自に取り組まなければならない事務に関するものについては、組合から脱退したり規約を廃止することとする。</p>													
宗 像 市	東 か が わ 市	山 県 市													
<p>宗像・玄海衛生施設組合については、合併の日の前日をもって組合を解散し、新市に事務を承継する。上記以外の一部事務組合等(広域連合を除く。以下同じ。)については、2市町は、合併の日の前日をもって当該一部事務組合等を脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合等に加入する。</p>	<p>1 香川県東部清掃施設組合、白鳥町外四ヶ町組合は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に新たに加入する。</p> <p>2 白鳥町大内町共有山林組合、兼弘谷共有林組合は合併の前日までに解散する。</p> <p>3 大川地区広域行政振興整備事務組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に新たに加入する。</p> <p>4 財団法人サンビレッジしろとりについて、出捐金は新町に引き継ぎ、管理・運営は現行どおりとする。</p>	<p>・ 3町村のみで構成する一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。</p> <p>・ その他の一部事務組合については、3町村は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>・ 岐阜地域広域市町村圏協議会については、3町村は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。</p> <p>・ 山県郡公平委員会については、合併の前日をもって廃止し、新市において合併の日に公平委員会を設置する。</p>													